

鳥取県公報

昭和二十七年 四月二十二日
火曜 日
第 二 千 三 百 五 号

本報ノ大キサハ國定規格A五判

目 次

- ◇規 則 鳥取県建築士審議会規程
- ◇訓 令 大正三年九月鳥取県訓令第三十一号の廃止
- ◇告 示 保険医の指定
石見村長候補者の資格確認申請期日指定

規 則

鳥取県建築士審議会規程をここに公布する。

昭和二十七年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十五号

鳥取県建築士審議会規程

建築士法（昭和二十五法律第二百二号）に基きこの規則を定める。

（目的）

第一條 鳥取県建築士審議会（以下「審議会」という。）は、建築士法の規定に基き知事が行う処分に対する同意についての議決を行うとともに、知事の諮問に応じ建築士に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

（組織）

第二條 審議会は委員八人以内をもつて、組織する。

2 委員は、建築士のうちから、知事が任命又は委嘱する。

3 前項の委員を選ぶに当りやむを得ない事由があるときは、学識経験のある者のうちから、これを任命又は委嘱することができる。但し、この数は、委員の半数をこえてはならない。

(会長)

- 第三條 審議会に委員の互選による会長を置く。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第四條 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第五條 審議会に幹事若干人を置き、知事が、任命又は委嘱する。

(書記)

- 2 幹事は会長の命を受けて、庶務を掌る。
- 第六條 審議会に書記若干人を置き、知事が、任命する。
- 2 書記は、会長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

(会議及び議決)

第七條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

議長となる。

- 2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第八條 審議会の庶務は、土木部建築課において処理する。

(運営)

第九條 この規則に定めるものの外審議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県建築士審議会規程(昭和二十五年鳥取県告示第五百三号)は廃止する。

訓 令

鳥取県訓令第七号

沿海市町村長

内国艦船ニシテ所轄内沿岸ニ於テ危難ニ罹リタルトキ通報方(大正三年九月鳥取県訓令第三十一号)は廃止する。

昭和二十七年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取県告示第二百十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十七年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	名 称	所在地	氏 名	指 定 年 月 日
内、小 児科	中井内科小児科医院	東伯郡八橋町丸尾	中井 良平	昭和二十七年四月一日

齒科 森田齒科医院 米子市西町 深野木嘉澄

宮田齒科医院 気高郡青谷 宮田 澄子

鳥取県告示第二百十一号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により日野郡石見村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十七年四月二十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十七年四月二十三日から

昭和二十七年四月二十六日まで